

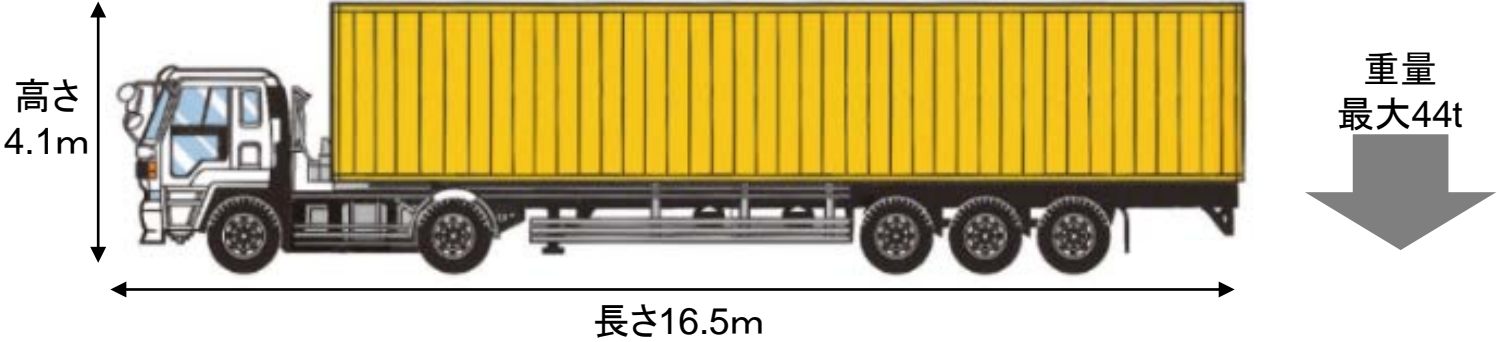
特殊車両通行許可不要区間の通行要件について

○特殊車両通行許可不要区間において、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする要件は以下のとおりです。

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft背高)※1

| | 特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値 |
|--------|------------------------|
| 総重量(t) | 44 ※2 |
| 車高(m) | 4.1 ※3 |
| 車長(m) | 16.5 |



※1 対象車種は国際海上コンテナ車(40ft背高)のみ(40ft背高コンテナを積載しない状態で通行する場合も含む。)であり、それ以外のコンテナ車は対象外
※2 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり。このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり。[P2~3参照]
[車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第一条の四を参照]
※3 現行の規定(高さ指定道路)により指定

<国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行要件>

① 国際海上コンテナを運搬するものであることを **証明する書類の携行**

[現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証又は車両を運転する者に対して運搬を指示する書面(輸出若しくは輸入の用に供するコンテナの運搬を指示する旨の記載があるものに限る。)[P3参照]]

② **ETC2.0**車載器の搭載及び登録

[業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、特殊車両通行許可オンライン申請webサイト(通称PRサイト)から「車載器管理番号」「ASL-ID」「自動車登録番号」を登録したもの(登録開始日は、令和元年7月16日(火))

<特殊車両通行許可不要区間の確認方法>

- ・ PRサイトにおいて、許可不要区間をデジタルマップで公表予定
(公表時期については、後日、PRサイトでお知らせいたします)

<留意事項>

- ・ 支障がないと認めて指定した区間内でも、交差点における折進禁止や誘導措置の条件が付される箇所があります
[PRサイトにおいて、デジタルマップで公表予定]
- ・ 橋、高架等の構造の道路(高速道路除く)を通行する場合は、原則、徐行及び連行禁止が条件となります

車両の車軸の数及び軸距に応じた重量の制限等について

○許可を必要とせずに通行できる国際海上コンテナ車(40ft背高)には、その車軸の数及び軸距に応じて、下記のとおり車両総重量、軸重及び輪荷重に制限があります。

(国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ連結車の重量の最高限度)

■総重量 次の表に揚げる値

| 車軸の数 | | 最遠軸距 | 総重量の最高限度 |
|------|-------|-------------------------|----------|
| 自動車 | 被けん引車 | | |
| 二 | 二 | 七・八メートル以上 八・七メートル未満 | 三十六・二トン |
| | | 八・七メートル以上 | 三十七・五トン |
| | 三 | 九・三メートル以上 十一・九メートル未満 | 三十七・五トン |
| | | 十一・九メートル以上 | 四十四トン |
| 三 | 二 | 八・六メートル以上 九・五メートル未満 | 三十六・二トン |
| | | 九・五メートル以上 十一・一メートル未満 | 三十七・五トン |
| | | 十一・一メートル以上 | 四十四トン |
| | 三 | 十・三メートル以上 十二・八メートル未満 | 三十七・五トン |
| | | 十二・八メートル以上 | 四十四トン |

■軸重 次の表に揚げる値

| 総重量 | 車軸の数 | | 軸重の最高限度 |
|---------|------|-------|--|
| | 自動車 | 被けん引車 | |
| 三十八トン未満 | 三 | 三 | 被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加えた値(トン) |
| 三十八トン以上 | 二 | 三 | 道路運送車両法の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四条の第二第一項の規定による告示で定める基準を満たすセミトレーラ連結車のうち、自動車にあつては十一・五トン、被けん引車にあつては十トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加えた値(トン)、その他のセミトレーラにあつては十トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加えた値(トン) |
| | 三 | 三 | 被けん引車にあつては、十トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加えた値(トン) |

車両の車軸の数及び軸距に応じた重量の制限等について

■輪荷重 次の表に掲げる値

| 総重量 | 車軸の数 | | 輪荷重の最高限度 |
|---------|------|-------|--|
| | 自動車 | 被けん引車 | |
| 三十八トン未満 | 三 | 三 | 被けん引車にあつては、五トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値(トン) |
| 三十八トン以上 | 二 | 三 | 道路運送車両の保安基準第四条の第二第一項の規定による国自で定める基準を満たすセミトレーラ連結車のうち、自動車にあつては五・七五トン、被けん引車にあつては五トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値(トン)、その他のセミトレーラ連結車のうち、被けん引車にあつては五トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値(トン) |
| | 三 | 三 | 被けん引車にあつては、五トン以下で最小軸距(メートル)の値に二・三を乗じ五を加え二で除した値(トン) |

(国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類)

- ①現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証(EIR)
 - ②車両を運転する者に対して運搬を指示する書面(輸出又は輸入の用に供するコンテナの運搬を指示する旨の記載があるものに限る。)
- ※②の書面は、その名称にかかわらず、以下の内容が記載されているものに限られるものとする。
- (1)コンテナを輸入又は輸出するための運搬である旨の記載
 - (2)コンテナの輸出若しくは出発又は搬入若しくは到着の場所及び日時(運送年月日)
 - (3)荷主(送又は受)名
 - (4)コンテナの寸法
 - (5)船積予定港又は揚予定港の名称

注)①の機器受渡書は、商慣習として、船会社が、その所有するコンテナを運送事業者に貸し出す際に交付される書面(一般的にEquipment Interchange Receiptと記載されているもの。)を指している。

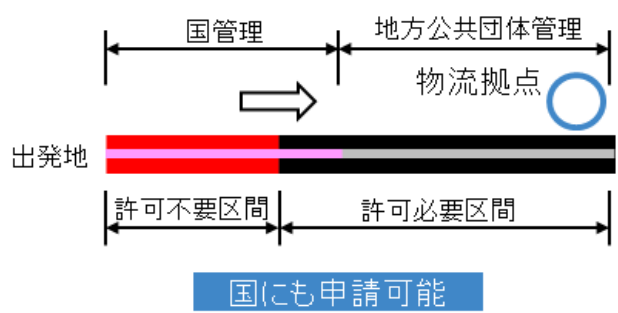
また、②の書面に該当するものとして、実態上、運送作業指図書、運送指令書、ドレージ作業連絡書等と呼称されて用いられているものが考えられるが、その名称にかかわらず、要件を満たす書類は(1)から(5)の内容が記載されたものに限られるものであること。

【参考】許可を必要とする区間についての申請先の考え方(例)

○通行経路に、特殊車両通行許可不要区間を含む場合の許可必要区間の申請先は下記のとおりです。

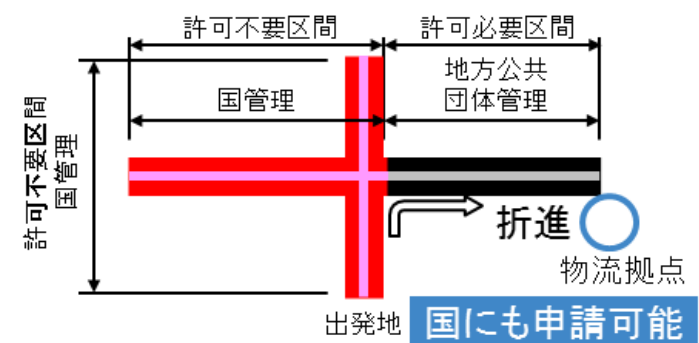
パターン1

許可必要区間に直轄国道が含まれる場合



パターン3

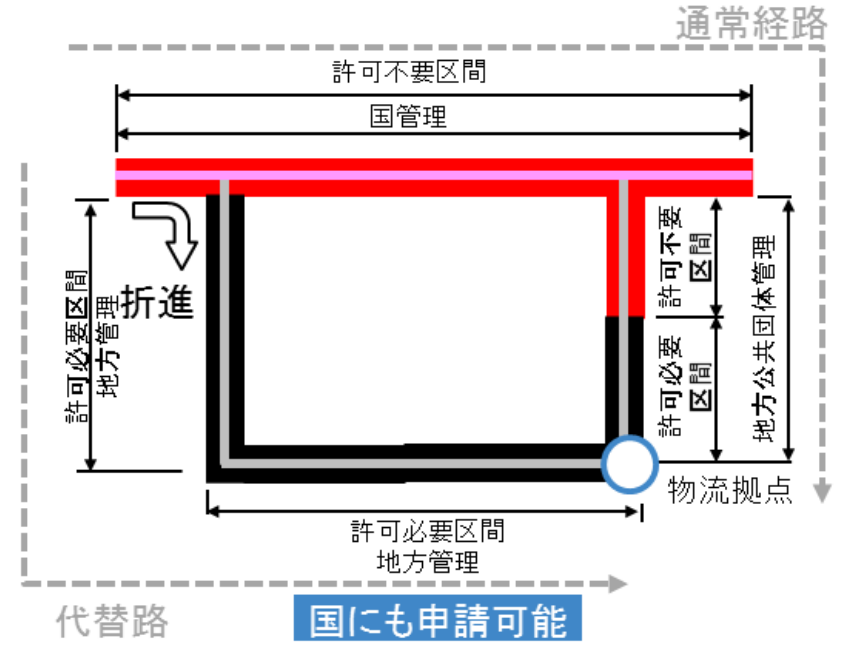
直轄国道(許可不要区間)から地方道(許可必要区間)に折進して進入する箇所が含まれる場合



※折進について審査が必要

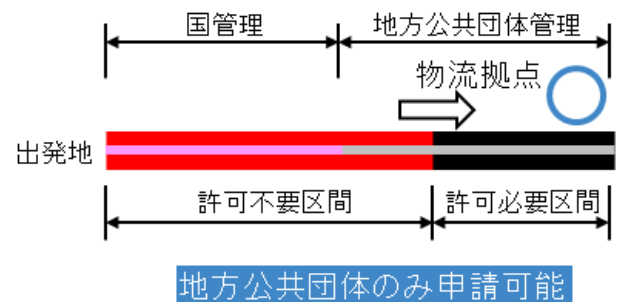
パターン5

通常の経路と通行止め等の際の代替路を併せて申請するケース(パターン3)



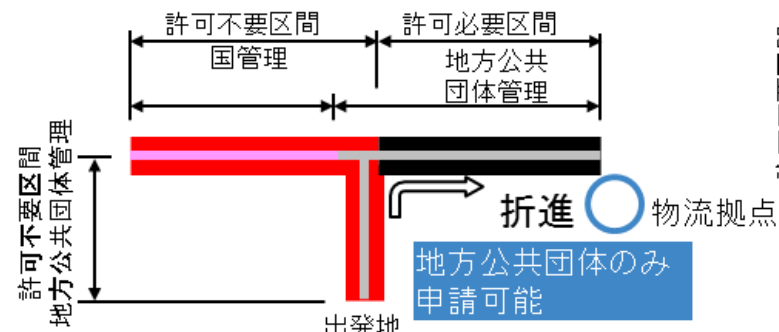
パターン2

許可必要区間に直轄国道が含まれない場合



パターン4

地方道(許可不要区間)から地方道(許可必要区間)に折進して進入する箇所が含まれる場合



※折進について審査が必要
(注)交差点を国が管理していない場合

パターン6

大型車誘導区間(直轄)と地方道(許可必要区間)を通行する経路

